

令和8年度戸倉創造館清掃業務・環境衛生業務委託仕様書

1. 実施個所 千曲市大字戸倉 2305 番地 1 戸倉創造館内
2. 委託期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
3. 基本方針

千曲市戸倉創造館（以下、創造館）は、公衆の集まる場所であることから、常に快適な環境と清潔感を保持する必要がある。それ故に清掃の実施にあたっては、玄関、風除室、ロビー、廊下、階段、便所等の汚れやすい場所に重点を置き、日常清掃のほか随時点検のうえ清掃し、常に創造館全体が最良の状態にあるようにする。

4. 日常清掃業務

(1) 共用部分

① 玄関

- ・ 床の清掃をする。
- ・ 汚れの多い時は水拭きをする。
- ・ 灰皿及び紙屑入れの内容物を処理する。
- ・ 入口扉を清掃する。
- ・ 除塵マットを清掃する。
- ・ 椅子・備品等を清掃する。

② エレベーター・エレベーターホール

- ・ 床の清掃をする。
- ・ 汚れの多い時は水拭きをする。
- ・ 金属部分及び溝の清掃をする。
- ・ 壁面及び扉を清掃する。
- ・ マットを清掃する。
- ・ スイッチ回りのスポット清掃をする。

③ 階段・廊下

- ・ 床の清掃をする。カーペット床は真空掃除機で除塵する。
- ・ 汚れの多い時は水拭きをする。
- ・ 手すりの清掃をする。
- ・ スイッチ周りのスポット清掃をする。
- ・ 除塵マットを清掃する。

④ 便所

- ・ 床の清掃をする。
- ・ 汚れの多い時は水拭きをする。
- ・ 紙屑入れ等の内容物を処理する。
- ・ スイッチ周りのスポット清掃をする。
- ・ 扉・間仕切りの清掃をする。
- ・ 衛生陶器類の清掃をする。
- ・ 洗面台・鏡の清掃をする。
- ・ ベビーベットの清掃をする。
- ・ 金属部分の清掃をする。
- ・ 換気扇回りの清掃をする。
- ・ トイレットペーパー・水石鹼を補給する。

- ・ 汚物を搬出処理する。

⑤ 給湯室

- ・ 床の清掃をする。
- ・ 汚れの多い時は水拭きをする。
- ・ 茶殻入れの清掃をする。
- ・ 流し台・茶器・給湯器周辺を清掃する。
- ・ 金属部分を清掃する。

⑥ 建物外回り

- ・ あらゴミ・落葉拾いをする。
- ・ 排水溝のごみを取り除く。
- ・ 池周辺のゴミ拾いをする。

(2) 専用部分

① 楽屋・会議室・団体事務室・事務室・応接室・印刷室・和室等各部屋

- ・ 床の清掃をする。カーペット・畳床は真空掃除機で除塵する。
- ・ 汚れの多い時は水拭きをする。
- ・ 灰皿及び紙屑入れの内容物を処理する。
- ・ 扉を清掃する。
- ・ 除塵マットを清掃する。
- ・ 椅子・備品等を清掃する。
- ・ 椅子・机・備品等の位置を定位置に調整する。
- ・ 窓台等の清掃をする。
- ・ ホワイトボード類の清掃をする。
- ・ 手摺・金属部分の清掃をする。
- ・ スイッチ等のスポット清掃をする。

(3) 特記事項

- ① 日常清掃のうち、週4回から週1回までの清掃部分については、原則として使用後に委託者と打合せの上、清掃を行うものとする。また、毎回の清掃を行った結果を業務日誌に記録し、委託者へ提出するものとする。
- ② 日常清掃の実施日時は創造館開館日（毎週月曜日・全館保守点検日(年数回)・年末年始の休館日は除く）で、清掃時間は午前8時45分から、午後5時15分までとする。
- ③ 清掃業務にあたる人員は原則2名以上の体制で行うものとする。
- ④ トイレットペーパー・水石鹼等の消耗品は当館で支給するが、清掃用具（モップ・タワシ・雑巾等）・洗剤類は清掃業者で用意するものとする。
- ⑤ 外周清掃、降雨及び降雪時の清掃及び除雪（玄関等）については状況に応じ適時作業を行うものとする。
- ⑥ 可燃物ゴミ・不燃物ゴミは、千曲市の規定により選別処理した上、市指定のゴミ袋に入れ指定収集場所への搬出作業を行う。また必要に応じ、これらの回収及び引取りを行う。
- ⑦ その他の清掃事項については、必要に応じ委託者の指示に従い適時行うものとする。

5. 定期清掃・環境衛生業務

(1) 業務内容

- ① 別添仕様書・スケジュール表のとおりを実施するものとする。
- ② 定期床清掃に関しては、椅子、机、備品等の移動については委託者の指示に従うものとする。
- ③ 環境衛生管理に関しては、ビル管理法に基づいた厳正な対処を行うものとする。
- ④ 清掃業務終了後には作業終了報告を書面で提出をするものとし、委託者の確認をとるものとする。
- ⑤ 環境衛生管理については、結果報告書を作成し、実施日から一ヶ月以内に委託者に提出するものとする。

(2) 特記事項

- ① 定期清掃の日時は、休館日（月曜日又は会館が指定する保守点検休館日）に実施するものとする。また、定期清掃及び環境衛生業務の清掃日については、実施月の1ヶ月前に、実施日を委託者と協議するものとする。
- ② その他の清掃事項については、必要に応じ委託者の指示に従うものとする。